

熊本県公報

第 1 1 2 5 8 号
平成 17 年 5 月 9 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県中小企業無担保クイック融資資金融資制度要項の一部を改正する要項……………(経営金融課) 1
- 保安林の指定の解除の予定……………(森林保全課) 1
- 道路の供用開始……………(道路総務課) 1
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 2
- "……………(") 2
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 2
- "……………(") 3
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(") 3

公 告

- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村計画課) 3

登 載 依 頼

- 熊本県環境影響評価審査会の会議の開催……………(熊本県環境影響評価審査会) 3

告 示

熊本県告示第 573 号
 熊本県中小企業無担保クイック融資資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
 平成 17 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業無担保クイック融資資金(通称名:くまもとファイト資金)融資制度要項の一部を改正する要項
 熊本県中小企業無担保クイック融資資金(通称名:くまもとファイト資金)融資制度要項(平成 16 年熊本県告示第 775 号)の一部を次のように改正する。
 第 2 条中「第 1 号、第 1 号の 2 及び第 3 号」を削る。
 附 則
 この要項は、平成 17 年 5 月 9 日から施行する。

熊本県告示第 574 号
 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
 平成 17 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字鶴 921 の 5
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第 575 号
 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成 17 年 5 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。
 平成 17 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	5 0 1 号	玉名郡横島町大字横島字外平前 1709 番 1 地先から 同 所 字西京泊下 3477 番 4 地先まで	675.0	国交安施
一般県道	瀬田竜田線	菊池郡大津町大字大林字前田 100 番 4 地先から 同 所 同 字 147 番 地先まで	320.0	緊道整
"	"	菊池郡大津町大字大林字壹町田 292 番 地先から 菊池郡大津町大字吹田字榎鶴 236 番 3 地先まで	360.0	"

2 供用開始する期日 平成 17 年 5 月 9 日

熊本県告示第 576 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 11 第 1 項の規定により指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定した。

平成 17 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	施設の種類
わくワークみなまた 水俣市浜松町 5 番 95 号	社会福祉法人 水俣市社会福祉事業団 水俣市浜松町 5 番 95 号 江口 隆一	平成 17 年 4 月 25 日	43000210052535	知的障害者 通所授産施設

熊本県告示第 577 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
わくワークみなまた 水俣市浜松町 5 番 95 号	社会福祉法人 水俣市社会福祉事業団 水俣市浜松町 5 番 95 号 江口 隆一	平成 17 年 4 月 25 日	430002200280138	知的障害者 短期入所

熊本県告示第 578 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【特定施設入所者生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名開設者名	指 定 年 月 日
グランドホーム ひまわり 鹿本郡植木町山本字襟迫 907 番地 1	有限会社ひまわり	平成 17 年 4 月 25 日

熊本県告示第 579 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年5月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
かけはし 山鹿市鹿本町下分田 838 番地 1	有限会社誠心会	平成17年4月20日

熊本県告示第 580 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年5月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ゆめ 山鹿市鹿本町下分田 838 番地 1	有限会社誠心会	平成17年4月20日

公 告**熊本県公告第 365 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営古川兵戸井手地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年5月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営古川兵戸井手地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成17年5月10日から平成17年6月6日まで
- 縦覧場所
菊池市役所

登載依頼**熊本県環境影響評価審査会公告第 1 号**

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。

平成17年5月9日

熊本県環境影響評価審査会会長 木 田 建 次

- 開催日時
平成17年5月16日（月）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 開催場所
熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ2階「りんどう・つばき」
- 審議内容
「一般国道3号（南九州西回り自動車道）芦北出水道路（水俣IC～県境間）」環境影響評価準備書について
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境政策課環境審査班
電話 096-383-1111